令和７年度

土岐市健全化判断比率

審　査　意　見　書

土　岐　市　監　査　委　員

令和７年度

土岐市健全化判断比率審査意見書

１　審査の概要

この健全化判断比率審査は、地方公共団体財政健全化法における市長から提出された令和７年度土岐市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、あわせて関係職員の説明を聴取し、質問等を行い、審査を実施した。

２　審査の期間

令和８年６月２５日から令和８年８月１８日まで

３　審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、係数は関係諸帳簿と符合しており、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、審査の内容、意見及び補足資料については、別添のとおりである。

＜健全化判断比率＞

健全化判断比率名	令和７年度　比率	早期健全化基準
	（％）	（％）
①実質赤字比率	―	12.84
②連結実質赤字比率	―	17.84
③実質公債費比率	6.9	25.0
④将来負担比率	57.1	350.0

別添１

１　健全化判断比率の審査

当年度における健全化判断比率の審査については、国が示しているチエックポイントにより、市長から提出された書類の数値が適正に採用されているかの検証を行った。

健全化判断比率の状況（令和７年度決算）において、各比率算定のすべての分母となっている非常に重要な数値が標準財政規模14,159,039千円である。

その算定過程は、普通交付税の算定の際に用いられる標準税収入額等10,199,887千円、普通交付税額3,959,152千円及び臨時財政対策債発行可能額0千円の合計額である。

（１）実質赤字比率について

実質赤字比率は、実質収支が赤字の場合の標準財政規模に対する比率である。

その算定過程は、一般会計等に係る実質収支額が一般会計626,153千円の黒字、土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計が0千円で、合計626,153千円の黒字であるため、実質赤字比率は「－％」と記載され、なしと表現されている。

（２）連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計等に一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計の実質収支額と公営企業会計の資金不足・剰余額を加えた額が赤字の場合の標準財政規模に対する比率である。

その算定過程は、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計に係る実質収支額が国民健康保険特別会計165,710千円、駐車場事業特別会計2,051千円、介護保険特別会計90,443千円、土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計0千円及び後期高齢者医療特別会計31,641千円の合計289,845千円の黒字となっている。また、法適用企業の水道事業会計、病院事業会計及び下水道事業会計については資金不足となっていないため連結実質赤字比率は「－％」と記載され、なしと表現されている。

（３）実質公債費比率について

実質公債費比率は、従来の一般会計等における公債費だけでなく、公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費が標準財政規模に占める比率である。

その算出過程は、標準財政規模14,159,039千円から普通交付税の基準財政需要額に算入された額1,631,992千円を差し引いた12,527,047千円を分母として計算し、一般会計等の公債費2,007,346千円と、準元利償還金として、公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金955,891千円及び一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金534,179千円を加えた3,497,416千円から、公債費等に係る特定財源として公営住宅使用料0千円、都市計画事業の地方債償還に充当した都市

計画税418,988千円及びその他101,909千円の合計520,897千円及び普通地方交付税の基準財政需要額に算入された額1,631,992千円を加えた2,152,889千円を差し引いた1,344,527千円が分子となる。

従って、令和７年度単年度分の実質公債費比率を確認すると、分子1,344,527千円÷分母12,527,047千円×100で10.73299％となる。

また、令和５年度実質公債費比率4.85663％、令和６年度実質公債費比率5.26500％、令和７年度実質公債費比率10.73299％の３か年平均は6.9％である。

（４）将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

その算定過程は、標準財政規模14,159,039千円から、普通交付税の基準財政需要額に算入された額1,631,992千円を差し引いた12,527,047千円を分母とし、一般会計等の地方債現在高、公営企業の地方債現在高に対する繰入見込額、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額等の合計が将来負担額43,551,577千円となり、充当可能基金7,777,503千円、充当可能特定歳入4,116,471千円及び基準財政需要額算入見込額24,500,638千円の合計36,394,612千円を差し引いた7,156,965千円を分子とする。

従って、分子7,156,965千円÷分母12,527,047千円×100＝57.1％となる。

２　審査の総括

以上が、令和７年度地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び附属書類を審査した結果の概要である。

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率の両比率とも「－％」と記載され、早期健全化基準と比較する赤字がない。③実質公債費比率は6.9％となっており、前年度に比べて1.9ポイント悪化した。これは令和７年度単年の実質公債費比率が10.7％と大きく上昇したことが影響しており、その要因は、公立東濃中部医療センターの建設や防災行政無線の工事である。早期健全化基準の25.0％と比較すると、これを下回り健全段階の数値と言える。④将来負担比率は57.1％となっており、前年度まで「－％」と記載され数値が発生していなかったことから比べれば大きく悪化したことになる。その要因も実質公債費比率と同様である。これらの事業は数字だけを見れば将来の負担であるが、市民の健康や生命に関わる安心安全を担保するものであり比率の悪化は想定内と言える。なお、早期健全化基準である350.0％は大きく下回っている。

全体として、特に是正改善を要するような指摘すべき事項はなかったが、近年の大規模な事業により実質公債費比率や将来負担比率は、今後しばらく上昇傾向が予想される。関係する数値を監視し、健全で安定した行財政運営に努められたい。

別添2

○審査補足資料

健全化判断比率の算定方法

① 実質赤字比率＝ $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

※一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

- 一般会計等の実質赤字額： 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

② 連結実質赤字比率＝ $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

※全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

- 連結実質赤字額： イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

③ 実質公債費比率（３か年平均）＝

$$\frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）―（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模―（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

※一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における１年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

④　将来負担比率＝

$$\frac{\text{将来負担額}-(\text{充当可能基金額}+\text{特定財源見込額}+\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模}-(\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

・将来負担額：イからチまでの合計額

イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費等に係るもの）
ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
ト　連結実質赤字額
チ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第２４１条の基金